

# 控訴審第5回裁判のご報告

令和3年4月21日  
原発被害救済千葉県弁護士事務局

## 1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

### (1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

★第17準備書面(2002年「長期評価」の客観的及び合理的根拠がこれまでの主張立証を通じて明らかになったこと)

#### ○概要

① 国が行使すべき技術基準適合命令発令の前提として、「長期評価」に基づいて推定される津波が、技術基準省令62号4条1項の「想定される津波」に該当し、それによって「原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」にあたり、同法39条1項により、東電が技術基準への適合性を確保するための措置を講じる義務を負う状態にあったか否かが確定される必要がある。

「長期評価」は、地震本部の法令上の根拠と目的から、個々の専門家の見解とは異なる重要性をもつ。これは、福島地裁判決・東京地裁判決・松山地裁判決が正しく指摘している。

「長期評価」の津波地震の想定には、地震学上の客観的かつ合理的根拠が認められるものであり、技術基準省令62号4条1項の「想定される津波」を基礎付けるものである。

② 国は、「既往地震の発生が確認できない領域に地震を想定できるのは、既往地震のメカニズム等が特定され、かつ、既往地震の発生領域と既往地震の発生が確認できない領域との間に同一性、近似性が認められる場合に限定される」と主張している。しかし、この主張は、国独自の見解に過ぎない。

③ 今村文彦証人は、地震想定についての証言の適格性を欠いている。今村氏は、「長期評価」の公表当時ではなく、刑事事件の証言をした2018年当時においても、海溝型分科会の議事録を、確認すらしていないのである。

国は、「長期評価」が専ら「国民の防災意識の高揚」を目的としていた、と主張する。しかし、地震本部の役割と「長期評価」の目的は、防災行政に地震学の知見を反映させることである。

国は、「長期評価」の津波地震の評価につき、科学的根拠を伴っておらず、保安院がその採否に際し、審議会等における調査審議を経ずとも合理的であった、と主張する。しかし、「長期評価」は、地震学の専門的知見を有しない保安院の担当者が「しろうと判断」して、一見して、客観的かつ合理的根拠のないことを確認できる性質のものではない。国の反論は、「結論先取り」の誤った主張である。

★第18準備書面(窪田意見書等についての反論)

#### ○概要

① 本件事故において侵害されているのは、「地域において平穏な生活を送ることができる生活利益(包括的生活利益)であり、生存権、身体的・精神的な人格権-そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる-及び財産権を包摂した権利法益」である。

本件において、一審原告らが被った精神的損害・無形の損害は、それぞれ極めて多様であり、一審原告らの被害の内容は同一ではない。しかし、その多様な損害の実態を包括的に捉えて観察し、評価するならば、その内容は「避難による

日常生活阻害」と「包括的生活利益の喪失」という2つの内容・性質において、それぞれ「本質的な同質性をもつ損害」として抽出できる。

- ② 東電は、本訴訟において、控訴審に至って、これまで賠償項目ごとに原発賠償が合意書等の取り交わしの上で、「本賠償」の実務が行われてきたことを無視し、「一審原告らに支払った財産的損害についても弁済の抗弁を主張する」との新たな主張に至った。賠償に対して誠実に対応することを国民に約束し、賠償の資金を公費から取得する一方で、それらの約束を反故にしている。被害者に対する関係でも、政府や国民に対する関係でも「背信行為」というべきものである。
- ③ 中間指針等は、相当因果関係がある損害を超えた基準などではなく、最低限度の基準である。避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料に限っても、被害事実が考慮されていないため、低額な設定となっている。
- ④ 一審原告らが主張する「故郷」は、本件事故当時、現実に存在していた。固有の自然環境的条件や社会環境的条件が備わった実体として認識されており、本件事故さえなければ、今後も長期的に存在していた。単なるノスタルジックな感情の問題ではなく、実際に人間の暮らしが営まれていた地域における自然の恵みや住民同士の結びつきなど日々の暮らしにとって不可欠な条件の総体である。
- ⑤ 東電は、既払い金のうち、住居確保損害に代表される生活再建費用の賠償は当該世帯構成員全員の慰謝料の充当されるべき、と主張してように解される。しかし、窪田教授意見書より、この結論を導くことはできない。東電が主張する「被害者側の過失」の判例法理は、世帯構成員間の控除を認める根拠とはならない。東電が掲げる諸制度は、家族内の財産状態の総和を減少させるための考慮をしたものではなく、東電主張の根拠とはならない。
- ⑥ 仙台高裁令和2年9月30日判決は、一審原告らが訴える広範な被害を直視し、「日常的な幸福追求における自己実現」による損害と、「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損による損害として、受け止めた。  
また、同判決は、中間指針等につき、東電による任意の支払を念頭に置いた和解金的な色彩があることが否定できないと述べ「東電による任意の支払を期待するという要素を考慮に入れずに、本件事故と相当因果関係がある損害額を定める場合、全中間指針における基準額よりも高い額となることは、ある意味で自然な結果である」とも判示している。  
さらに、同判決は、「費目間の融通を行うべきであるとはいえない」「仮に本来損害として認められる範囲を超えて財産上の損害の賠償を行った部分があったとしても、本訴における慰謝料の支払に充当されるべきであるとはいえない」とも判示した。

#### ★第19準備書面(令和3年2月19日東京高裁判決に基づく一審被告国の責任論)

##### ○概要

- ① 東京高裁令和3年2月19日判決は、国の責任を裏付ける核心的な主張として、以下の3つを提示した。
  - ㊦ 規制権限不行使の違法性判断において、省令62号4条1項の要件該当性の判断が前提として不可欠であること。
  - ㊧ 2002年「長期評価」には、前記4条1項を基礎付ける「客観的かつ合理的根拠」が存在し、その合理性は国の反論によっても何ら揺らぐものではない。
  - ㊨ 前記「長期評価」に基づく予見可能性を前提とした場合、結果回避措置として、時間的にも費用的にも建屋等の水密化措置を講じない選択肢はない。
- ② そして、同判決は、「長期評価」につき、「国の機関である地震本部に設置され

た地震調査委員会において、地震学・津波学等の専門家による種々の議論を経て取りまとめられ、公表されたものであって、その内容も、過去の大地震に関する資料に基づき、それまでの研究成果等を整理し、専門的・科学的知見を用いて将来の地震についての見解を形成したものであることに鑑みれば、相応の科学的信頼性を有するものと評価できる」と判示した。

その上で、同判決は、「長期評価に示された見解については、津波評価技術と少なくとも同等の科学的信頼性を有していたのであるから、それにもかかわらず、原子炉施設についての規制権限行使の要件の判断においてこれを基礎としないとするのは、いかなる科学的知見を基礎とするかが規制機関の専門家的判断に委ねられていることを考慮しても、著しく合理性を欠く」と判示した。

**★提出した主な証拠**

令和3年2月19日東京高裁判決(福島原発千葉訴訟第1陣)、淡路剛久立教大学名誉教授・吉村良一立命館大学法科大学院特任教授・大坂恵理東洋大学法学部教授・関礼子立教大学社会学部教授・除本理史大阪市立大学大学院経営学研究科教授の各意見書、木村真三氏の証人尋問調書(福島地裁郡山支部)

**★その他提出した書面**

木村真三氏の証拠申出書

**(2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠**

**★提出した主な証拠**

原子力損害賠償紛争審査会議事録(令和3年2月8日開催)

**(3) 被告国が提出した主張書面や証拠**

**★第11準備書面(結果回避可能性に関する主張立証責任の所在について)**

**○概要**

一審原告らは、令和2年9月30日仙台高裁判決を引用した上で、結果回避可能性の立証責任を国が負担すべき、と主張する。

しかし、同判決は伊方原発訴訟最高裁判決に基づいているものの、本件と伊方原発訴訟最高裁判決は、主張立証の対象となる事実の内容・性質を異にし、当該対象時実と行政庁が保有する資料との関連性の点においても異なる。

結果回避可能性の主張立証責任は、一審原告らが負うべきである。

**2 東電代理人による意見陳述**

**3 弁護団員による意見陳述**

**4 今後の裁判の日程**

第6回口頭弁論期日	令和3年7月14日(水)11時
第7回口頭弁論期日	令和3年9月22日(水)14時
第8回口頭弁論期日	令和3年12月8日(水)14時

以 上